

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

真岡市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 現況

本市内は、鬼怒川・江川・五行川・小貝川水系に属し平坦な水田地帯であり、水稻のほか、イチゴやトマトなどの施設園芸や露地野菜が盛んである。今後も農地の有効利用と経営の安定を図るため、現在の利用形態を促進することが必要である。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するにあたり、県、市町村、農業団体等の関係者により設立された推進組織を活用する。